

保原中央自治振興会規約

(目的)

第1条 本会は、地域に暮らす住民がお互い知恵を出し合い、協力し合って、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる元気な地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、保原中央自治振興会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、保原中央交流館内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 交通安全、防犯及び防災に関する事業
- (3) 高齢者福祉等の地域住民の福祉に寄与する事業
- (4) 健幸都市の推進に寄与する事業
- (5) 生涯学習に関する事業
- (6) 環境に関する事業
- (7) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (8) その他地域の発展に寄与する事業

(構成及び意思決定機関)

第5条 本会は、保原地区に居住する人及び活動する団体等をもって構成する。

2 意思決定機関は、次に掲げる団体ごとに定めた人数の代議委員合計 35 名以内をもって構成する代議委員会とする。

(1) 保原地区町内会長会推薦 10 名以内

以下の団体からはそれぞれ原則 1 名選出とする(2 名選出の団体もある)。

- (2) 保原婦人会 (3) 保原町寿会上地区連合会 (4) 保原町寿会下地区連合会
- (5) 伊達市消防団保原支団第 5 分団 (6) 保原地区青少年健全育成推進協議会
- (7) 保原地区交通安全協会 (8) 保原小学校 P T A 男女各 1 名計 2 名選出
- (9) 桃陵中学校 P T A 男女各 1 名計 2 名選出 (10) 民生・児童委員
- (11) 保原スクールコミュニティー運営協議会 (12) 文化団体連絡協議会 2 名選出
- (13) 伊達市防犯協会保原支部 (14) J A ふくしま未来女性部保原支部
- (15) 保原町商工会女性部 (16) 保原町商工会青年部 2 名選出
- (17) その他、必要と認められる団体から原則 1 名
- (18) 団体枠以外に、会長推薦 5 名以内

3 代議委員会の審議する主なものは、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改正に関する事。
- (2) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関する事。
- (3) 役員に関する事。
- (4) 事務局長及び事務局員の選任及び雇用等に関する事。
- (5) その他必要と認めるもの

4 代議員の任期は、2 年とする。再任は妨げない。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 幹事 2 名 (内、幹事長 1 名) (4) 監事 2 名
- (5) 会計 1 名 (6) 専門部会長 5 名

2 会長、副会長、幹事、会計、監事、専門部会長は代議委員の互選とする。

(任務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

4 幹事は、会務全般を処理する。

5 会計は、会計事務にあたる。

6 専門部会長は、各専門部の事業を所管する。

(任期)

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。再任は妨げない。

(報償等)

第 9 条 本会の代議委員及び役員に報償又は費用弁償を支払うことができる。

2 報償又は費用弁償の額及び支払いに関することは、別に定める。

(会議)

第 10 条 本会の会議は、代議委員会＝代議委員 35 名以内、専門部会長会＝会長＋幹事 2 名＋専門部会長 5 名＝8 名、役員会＝役員 13 名、で構成する。

2 会議は会長が必要と認めた場合もしくは会議構成員の過半数の申し出により開催し、過半数の出席で成立し、議事は、出席者の過半数によって決するものとする。

3 会議の議長は、会長が務める。

(事務局)

第 11 条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局長及び事務局員は、役員会において選任し処遇を定める。

3 事務局長は、幹事長の所管の下本会の運営及び事務全般を総括。事務局員は事務局長を補佐し事務全般を担う。

(会計及び事業)

第 12 条 本会の会計は、伊達市の交付金、補助金、委託金、及びその他の事業収入等をもって充てる。

2 本会の会計年度及び事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わることとする。

(事業計画及び予算)

第 13 条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、代議委員会の議決を経なければならない。

(監査)

第 14 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳等必要な書類を作成して、監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を代議委員会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 15 条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開することを原則とする。

(顧問)

第 16 条 本会は、顧問を必要に応じておくことができる。

2 顧問は、役員会において推薦し、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営につき役員会及び会長に助言する。

4 顧問の任期は、第 8 条規定の役員任期とする。

(個人情報保護の取扱い)

第 17 条 本会が各種取組を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附則

1 この規約は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

2 本会の設立当初の役員の任期は、第 5 条 4 項及び第 8 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 30 年 5 月 31 日までとする。

3 本会の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 13 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 本会の設立当初の会計年度及び事業年度は、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、設立の日から、平成 30 年 3 月 31 日までとする。